

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 18 日

各 都道府県 自殺対策担当者 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
総務課自殺対策推進室

自殺対策計画における自殺統計の数値（原因・動機別）
の掲載等にかかる留意事項について

国の自殺対策については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各自治体におかれましては、自殺対策計画（以下「計画」という。）を策定していただいているところと承知しておりますが、現在作成中の計画において、自殺の原因・動機別の数値を掲載する際には、それらの単純比較を載せるだけでなく、そうした数値の前提として「自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている」ことを可能な限り明記いただくよう、ご配慮をお願いいたします。これは、自殺の原因・動機が、例えば「健康問題が最も多い」ことにより、「自殺＝健康問題」といった誤解が生じないようにするためです。

その上で、計画の策定・実施を通じ、自殺対策が、「単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して」（自殺対策基本法第 2 条第 3 項）、また、「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に」（同第 2 条第 5 項）実施されなければならないとの認識が、庁内、関係機関・団体、住民等に広く共有されるよう、ご留意方をお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市を除く。）への周知方、併せてお願いいたします。

以上